



長崎県公報

目 次

◎ 訓 令	所管課(室)名
○長崎県決裁規程の一部改正	新 行 政 推 進 室
◎ 労働委員会訓令	
○長崎県労働委員会事務局決裁規程の一部改正	労働委員会事務局

訓 令

長崎県訓令第2号の4

本 庁
地方機関

長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(課長等の共通決裁事項)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総務事務センター長は、第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 他の所属の<u>会計年度任用職員等</u>の雇用保険個人負担分の調定収入に関すること。</p> <p>(6) <u>他の所属の会計年度任用職員等に係る雇用保険関係の事務手続</u>に関すること。</p> <p>4 略</p> <p>(地方機関の次長等の決裁)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 振興局の水産業普及指導センター所長（振興局の庁舎外に所在するものに限る。）、長崎振興局建設部長与都市開発事業所長、長崎振興局建設部神浦ダム管理事務所長、県央振興局税務部島原出張所長、県央振興局農林部諫早湾干拓管農支援センター所長、県央振興局農林部西海事務所長、県央振興局農林部諫早湾干拓堤防管理事務所長、県北振興局建設部田平土木維持管理事務所長、県北振興局建設部大瀬戸土木維持管理事務所長、県北振興局建設部雪浦ダム管理事務所長、五島振興局建設部福江ダム管理事務所長、五島振興局建設部福江空港管理事務所長、杵岐振興局建設部杵岐空港管理事務所長、対馬振興局建設部上県土木出張所</p>	<p>(課長等の共通決裁事項)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総務事務センター長は、第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、決裁することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 他の所属の<u>非常勤職員等</u>の雇用保険個人負担分の調定収入に関すること。</p> <p>4 略</p> <p>(地方機関の次長等の決裁)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 振興局の水産業普及指導センター所長（振興局の庁舎外に所在するものに限る。）、長崎振興局建設部長与都市開発事業所長、長崎振興局建設部神浦ダム管理事務所長、県央振興局税務部島原出張所長、県央振興局農林部諫早湾干拓管農支援センター所長、県央振興局農林部西海事務所長、県央振興局農林部諫早湾干拓堤防管理事務所長、県北振興局建設部田平土木維持管理事務所長、県北振興局建設部大瀬戸土木維持管理事務所長、県北振興局建設部雪浦ダム管理事務所長、五島振興局建設部福江ダム管理事務所長、五島振興局建設部福江空港管理事務所長、杵岐振興局建設部杵岐空港管理事務所長、対馬振興局建設部上県土木出張所</p>

長、対馬振興局建設部対馬空港管理事務所長、東京事務所観光物産センター所長、農林技術開発センター果樹・茶研究部門茶業研究室長及び農林技術開発センター畑作営農研究部門中山間営農研究室長は、第10条の規定により、当該機関の長の決裁することができることとされている事項のうち、次に掲げるものについて決裁することができる。

(1)～(10) 略
6及び7 略

別表第3（第12条関係）
県民生活環境部
略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
水環境対策課	1 下水道法（昭和33年法律第79号。以下本号において「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。ア～ウ 略 エ及びオ 略	1～4 略 5 下水道法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。ア及びイ 略 ウ 法第25条の11第1項及び第7項の規定に基づく事業計画の策定及び変更 エ～ケ 略 6 略 7 流域下水道事業に係る資金の一時借入に関する事。	1～4 略 5 下水道法第4条第1項の規定による事業計画及び変更の協議に関する事。

略
福祉保健部
略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
医療政策課	1 地方自治法第286条第1項の規定による病院企業団の組織、事務及び規約変更に係る協議に関する事。	略	1～9 略 10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち次に掲げる事項に関する事。 ア 法第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第14条第3項、第14条の2第4項、第15条第13項及び第14項、第51条第1項、第52条第1項及び第56条第2項の規定による報告及び通報 イ 法第14条第1項及び第6項、第38条第2項及び第9項の規定による医療機関の指定及び取消し ウ 略 エ 法第15条第8項、第10項及び第11項の規定による命令、通知及び書面の交付 オ 法第16条の2第1項、第2項及び第3項の規定

長、対馬振興局建設部対馬空港管理事務所長、東京事務所観光物産センター所長、農林技術開発センター果樹・茶研究部門茶業研究室長及び農林技術開発センター農産園芸研究部門馬鈴薯研究室長は、第10条の規定により、当該機関の長の決裁することができることとされている事項のうち、次に掲げるものについて決裁することができる。

(1)～(10) 略
6及び7 略

別表第3（第12条関係）
県民生活環境部
略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
水環境対策課	1 下水道法（昭和33年法律第79号。以下本号において「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。ア～ウ 略 エ 法第25条の11第1項及び第7項の規定に基づく事業計画及び変更の認可 オ及びカ 略	1～4 略 5 下水道法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。ア及びイ 略 ウ 法第4条第1項の規定に基づく事業計画及び変更の認可 エ～ケ 略 6 略	1～4 略

略
福祉保健部
略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
医療政策課	1 地方自治法第286条第1項の規定による病院企業団の組織、事務及び規約変更に係る協議に関する事。	略	1～9 略 10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち次に掲げる事項に関する事。 ア 法第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第14条第3項、第15条第5項、第51条第1項、第52条第1項及び第56条第2項の規定による報告及び通報 イ 法第14条第1項及び第5項、第38条第2項及び第9項の規定による医療機関の指定及び取消し ウ 略 エ 法第18条第3項の規定による確認

			による要請、勸告及び公表 カ及びキ 略 11～13 略				オ及びカ 略 11～13 略
略				略			
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
業務行政室		<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア及びイ 略 ウ 法第70条第1項及び第3項の規定による医薬品等の廃棄等の措置命令 エ 略 オ 法第72条から第72条の4までの規定による改善命令等 カ 法第72条の5の規定による違反広告に係る措置命令等 キ～ケ 略 コ 法第75条の規定による許可の取消し等 サ 法第75条の2の規定による登録の取消し等 2～8 略</p>	<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 略 イ 法第6条の2第1項及び第4項の規定による地域連携薬局の認定及び認定更新 ウ 法第6条の3第1項及び第5項の規定による専門医療機関連携薬局の認定及び認定更新 エ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下本号中「令」という。)第80条の規定に基づく法第12条第1項及び第4項の規定による医薬品等製造販売業の許可及び許可更新 オ 令第80条の規定に基づく法第13条第1項及び第4項の規定による医薬品等製造業の許可及び許可更新 カ 令第80条の規定に基づく法第13条第8項の規定による医薬品等製造業に係る許可区分の変更又は追加許可 キ 令第80条の規定に基づく法第13条の2の2第1項及び第4項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録及び登録更新 ク 令第80条の規定に基づく法第14条第1項及び第15項の規定による医薬品等の製造販売の承認及び製造販売承認事項の一部変更の承認 ケ 令第80条の規定に基づく法第14条第7項(同条第15項において準用する場合</p>	業務行政室		<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア及びイ 略 ウ 法第70条第1項から第3項までの規定による医薬品等の廃棄等の措置命令 エ 略 オ 法第72条から第72条の4までの規定による改善命令等の処分 カ～ク 略 2～8 略</p>	<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 略 イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下本号中「令」という。)第80条の規定に基づく法第12条第1項及び第2項の規定による医薬品等製造販売業の許可及び許可更新 ウ 令第80条の規定に基づく法第13条第1項及び第3項の規定による医薬品等製造業の許可及び許可更新 エ 令第80条の規定に基づく法第13条第6項の規定による医薬品等製造業に係る許可区分の変更又は追加許可 オ 令第80条の規定に基づく法第14条第1項及び第9項の規定による医薬品等の製造販売の承認及び製造販売承認事項の一部変更の承認 カ 令第80条の規定に基づく法第14条第6項(同条第9項において準用する場合</p>

				<p>を含む。)及び第9項の規定による医薬品等の製造販売承認の申請時又は定期的なGMP適合性調査</p> <p>コ 令第80条の規定に基づく法第14条第16項の規定による承認事項の軽微な変更の届出</p> <p>サ 令第80条の規定に基づく法第14条の2の規定による区分適合性調査及び基準確認書の交付等</p> <p>シ 令第80条の規定に基づく法第14条の7の2第3項の規定による基準適合性確認</p> <p>ス～ソ 略</p> <p>タ 令第80条の規定に基づく法第23条の2第1項及び第4項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可及び更新</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 令第80条の規定に基づく法第23条の2の16の規定による医療機器等の製造業者等の休廃止等の届出</p> <p>テ 令第80条の規定に基づく法第23条の20第1項及び第4項の規定による再生医療等製品製造販売業の許可及び更新</p> <p>ト 令第80条の規定に基づく法第23条の36第1項の規定による再生医療等製品製造販売業者の休廃止等の届出</p> <p>ナ～ネ 略</p> <p>ノ 令第80条の規定に基づく法第40条の2第1項及び第4項の規定による医療機器の修理業の許可及び許可更新</p> <p>ハ 令第80条の規定に基づく法第40条の2第7項の規定による医療機器の修理業に係る修理区分の変更又は追加許可</p> <p>ヒ 令第80条の規定に基づく法第80条第1項の規定による輸出用医薬品等の製造開始時又は定期的なGMP適合性調査</p>			<p>を含む。)の規定による医薬品等の製造販売承認の申請時又は製造時若しくは定期的なGMP適合性調査</p> <p>キ 令第80条の規定に基づく法第14条第10項の規定による承認事項の軽微な変更の届出</p> <p>ク～コ 略</p> <p>カ 令第80条の規定に基づく法第23条の2第1項及び第2項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可及び更新</p> <p>シ 略</p> <p>ス 令第80条の規定に基づく法第23条の20第1項及び第2項の規定による再生医療等製品製造販売業の許可及び更新</p> <p>セ～チ 略</p> <p>ツ 令第80条の規定に基づく法第40条の2第1項及び第3項の規定による医療機器の修理業の許可及び許可更新</p> <p>テ 令第80条の規定に基づく法第40条の2第5項の規定による医療機器の修理業に係る修理区分の変更又は追加許可</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

フ及びヘ 略

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（長崎市及び佐世保市に限る。法第26条第1項の規定による店舗販売業の許可を除く。）。

ア 略

イ 法第35条第4項の規定による営業所の管理者の兼業の許可

ウ 略

3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下本号中「令」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 令第2条の8及び令第2条の9の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付及び再交付

イ 令第2条の10の規定による地域連携薬局等の認定証の返納

ウ 令第2条の13の規定による薬局の取扱処方箋数の届出

エ及びオ

カ 令第16条の4及び第16条の5の規定による保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付及び再交付

キ 令第16条の6の規定による保管のみを行う製造所にかかる登録証の返納届の受理

ク 令第26条の4及び令第26条の5の規定による基準確認証の書換え交付及び再交付

ケ～サ 略

4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 規則第16条の3の規定による地域連携薬局等の変更の届出

ト及びナ 略

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（長崎市及び佐世保市に限る。法第26条第1項の規定による店舗販売業の許可を除く。）。

ア 略

イ 法第35条第3項の規定による営業所の管理者の兼業の許可

ウ 略

3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下本号中「令」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 令第2条の規定による薬局の取扱処方箋数の届出

イ及びウ

エ～カ 略

4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

			イ 規則第159条の10第5項の規定による販売従事登録の消除 ウ 略 5～11 略 12 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第24条の規定による立入検査等に関すること。 13～15 略
--	--	--	---

			ア 規則第159条の10第1項の販売従事登録の消除 イ 略 5～11 略 12 採血事業の許可申請に関すること。 13～15 略
--	--	--	--

略
産業労働部
略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
雇用労働政策課		1～12 略 13 長崎労働局との協定締結及び協定に基づく計画策定に関すること。	1～12 略 13 長崎労働局との計画に基づく事業の推進に関すること。

略
産業労働部
略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
雇用労働政策課		1～12 略	1～12 略

農林部

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農政課			主要農産物の生産奨励に関する諸調査及び諸報告に関すること。

農林部

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農山村振興課		1及び2 略 3 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第11条第6項の規定による市町村の決定に対する審査の申立ての裁決に関すること。 4 農地法(昭和27年法律第229号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第4条、第5条及び第18条の規定による処分に対する審査請求の処理 イ 法第4条から第14条まで及び第18条の規定による処分に対する審査請求の弁明 ウ 法第49条の規定による調査、測量又は障害物の除去若しくは移転 5 農地及び未墾地の対価等の支払、徴収及び供託に関すること。 6 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条の規定による国有財産の維持管理に関すること。 7 農業委員会等に	1 略 2 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項及び第13条第4項の規定による農業振興地域整備計画の策定及び変更の協議並びに同意に関すること。 3 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項及び第15条の3の規定による農用地区域内における開発行為の許可、中止及び復旧の命令に関すること。 4 農地法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第4条の規定による農地の転用の許可 イ 法第5条の規定による農地等の転用のための権利の設定及び移転の許可 ウ 法第5条の規定による許可を要する農地等についての競売が行われる場合における競売適格証明書の交付 エ 法第18条の規定による農地等の賃貸借の解除又は解約及び更

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
農山村対策室		1及び2 略	1 略

	<p>関する法律（昭和26年法律第88号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第42条第1項の規定による農業委員会ネットワーク機構の指定</p> <p>イ 法第46条第1項の規定による農業委員会ネットワーク業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可</p> <p>ウ 法第49条の規定による監督命令</p> <p>エ 法第50条第1項の規定による機構の指定の取消し</p>	<p>新拒絶の許可</p> <p>5 農地法による不動産登記に関する政令（昭和28年政令第173号）の規定による登記の囑託に関する事。</p> <p>6 農業委員会等に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第44条第1項の規定による農業委員会ネットワーク業務に関する規程（以下本号中「業務規程」という。）の認可</p> <p>イ 法第44条第2項の規定による業務規程の変更命令</p> <p>ウ 法第48条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>			
--	--	--	--	--	--

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農業経営課	<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第3条の規定の要件に該当する県と市町村との利子補給及び損失補償契約に関する事。</p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 農地法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第38条第1項及び第41条第2項の規定による意見書の受理</p> <p>イ 法第39条第1項及び第41条第2項の規定による農地中間管理権又は利用権を設定すべき旨の裁定</p> <p>ウ 法第40条第1項及び第41条第3項の規定による通知</p> <p>4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下本号中「法」という。）の施行にかかる事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第3条第1項及び第4項の規定による農地中間管理事業の推進に関する基本方針の策定及び変更</p> <p>イ 法第4条第1項の規定による農地中間管理機構（以下本号中「機構」という。）の指定</p> <p>ウ 法第6条第3項の規定による農地中間管理事</p>	<p>1～9 略</p> <p>10 農地法第37条及び第41条第1項の規定による裁定申請の受理</p> <p>11 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行にかかる事務のうち次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第5条第2項の規定による変更の受理</p> <p>イ 法第8条第3項の規定による農地中間管理事業の実施に関する規程（以下本号中「事業規程」という。）の認可</p> <p>ウ 法第8条第5項の規定による事業規程の変更命令</p> <p>エ 法第9条第1項の規定による事業計画及び収支予算の認可</p> <p>オ 法第9条第4項の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理</p> <p>カ 法第18条第1項及び第7項の規定による農用地利用配分計画の受理、認可及び通知</p> <p>キ 法第21条第2項の規定による農用地等に係る賃貸借又は使用</p>

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農業経営課	<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第3条の規定の要件に該当する県と市町村との利子補給及び損失補償契約に関する事。</p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第23条の規定による発生予防事業計画の承諾</p> <p>イ 法第24条の規定による防除計画の決定</p> <p>4 農業取締法（昭和23年法律第82号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第26条の規定による指定農業使用の規制</p> <p>イ 農業取締業務上、販売業者等に対する必要な措置命令</p> <p>5 肥料の品質の確保等に関する法律（令和元年法律第62号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第21条、第29条、第30条、第31条及び第34条の規定による措置命令及び審査請求</p> <p>イ 法第33条の規定による聴聞</p>	<p>1～9 略</p> <p>10 農畜産物に係る食品の公害に関する事（他課の所管に属するものを除く。）</p> <p>11 肥料及び農業の需給調整に関する事。</p> <p>12 農業取締法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第17条の規定による農業販売業者の届出</p> <p>イ 法第13条の規定による農業の取締</p> <p>13 肥料の品質の確保等に関する法律第22条及び第23条の規定による特殊肥料生産業者及び肥料生産業者の届出に関する事。</p> <p>14 肥料の品質の確保等に関する法律の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 登録</p> <p>イ 許可</p>

	<p>業評価委員会委員の認可</p> <p>エ 法第7条第1項及び第2項の規定による役員を選任、解任の認可及び当該役員解任命令</p> <p>オ 法第13条の規定による監督命令</p> <p>カ 法第14条第1項の規定による農地中間管理事業の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可</p> <p>キ 法第15条の規定による機構の取消し</p> <p>ク 法第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可</p>	<p>貸借の解除に関する承認</p> <p>ク 法第22条第2項の規定による業務の委託の承認</p> <p>ケ 法第30条の規定による報告徴収及び立入検査</p>			
--	--	---	--	--	--

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
農地利活用推進室		<p>1 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第11条第6項の規定による市町村の決定に対する審査の申立ての裁決に関すること。</p> <p>2 農地法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第49条の規定による測量検査、障害物の移転除却</p> <p>イ 法第4条から第14条まで及び第18条の規定によって行う処分審査請求の弁明</p> <p>ウ 法第4条、第5条及び第18条の規定によって行う処分についての審査請求の処理</p> <p>エ 法第38条第1項及び第41条第2項の規定による意見書の受理</p> <p>オ 法第39条第1項及び第41条第2項の規定による農地中間管理権又は利用権を設定すべき旨の裁定</p> <p>カ 法第40条第1項及び第41条第3項の規定による通知</p> <p>3 農地及び未墾地の対価等の支払、徴収及び供託に関すること。</p> <p>4 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条の規定による国有</p>	<p>1 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項及び第13条第4項の規定による市町村農業振興地域整備計画の策定及び変更の協議及び同意に関すること。</p> <p>2 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項及び第15条の3の規定による農用地区域内において開発行為の許可、中止及び復旧の命令に関すること。</p> <p>3 農地法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第4条の規定による農地の転用の許可</p> <p>イ 法第5条の規定による農地等の転用のための権利の設定及び移転の許可</p> <p>ウ 法第5条の規定による許可を要する農地等についての競売が行われる場合における競売適格証明書の交付</p> <p>エ 法第18条の規定による農地等の賃貸借の解除又は解約及び更新拒絶の許可</p> <p>オ 法第37条及び第41条第1項の規定による裁定申請の受理</p> <p>4 農地法による不動産登記に関する政令(昭和28年政令第173号)の規定による登記の嘱託に関すること。</p>

		<p>財産の維持管理に 関すること。</p> <p>5 農地中間管理事 業の推進に関する 法律（平成25年法 律第101号。以下 本号中「法」とい う。）の施行にか かる事務のうち次 に掲げる事項に関 すること。</p> <p>ア 法第3条第1 項及び第4項の 規定による農地 中間管理事業の 推進に関する基 本方針の策定及 び変更</p> <p>イ 法第4条第1 項の規定による 農地中間管理機 構（以下本号中 「機構」という。） の指定</p> <p>ウ 法第6条第3 項の規定による 農地中間管理事 業評価委員会委 員の認可</p> <p>エ 法第7条第1 項及び第2項の 規定による役員 の選任、解任の 認可及び当該役 員の解任命令</p> <p>オ 法第13条の規 定による監督命 令</p> <p>カ 法第14条第1 項の規定による 農地中間管理事 業の全部又は一 部の休止、又は 廃止の認可</p> <p>キ 法第15条の規 定による機構の 取消し</p> <p>ク 法第18条第5 項の規定による 農用地利用配分 計画の認可</p> <p>6 農業委員会等に 関する法律（昭和 26年法律第88号。 以下本号中「法」 という。）の施行 に係る事務のうち 次に掲げる事項に 関すること。</p> <p>ア 法第42条第1 項の規定による 農業委員会ネッ トワーク機構の 指定</p> <p>イ 法第46条第1 項の規定による 農業委員会ネッ トワーク業務の 全部若しくは一 部の休止又は廃 止の許可</p> <p>ウ 法第49条の規 定による監督命 令</p> <p>エ 法第50条第1 項の規定による 機構の指定の取 消し</p>	<p>5 農地中間管理事 業の推進に関する 法律（以下本号中 「法」という。）の 施行にかかる事務 のうち次に掲げる 事項に関すること。</p> <p>ア 法第5条第2 項の規定による 変更の受理</p> <p>イ 法第8条第3 項の規定による 農地中間管理事 業の実施に関す る規程（以下本 号中「事業規程」 という。）の認 可</p> <p>ウ 法第8条第5 項の規定による 事業規程の変更 命令</p> <p>エ 法第9条第1 項の規定による 事業計画及び収 支予算の認可</p> <p>オ 法第9条第4 項の規定による 事業報告書、貸 借対照表、収支 決算書及び財産 目録の受理</p> <p>カ 法第18条第1 項及び第7項の 規定による農用 地利用配分計画 の受理、認可及 び通知</p> <p>キ 法第21条第2 項の規定による 農用地等に係る 賃貸借又は使用 貸借の解除に関 する承認</p> <p>ク 法第22条第2 項の規定による 業務の委託の承 認</p> <p>ケ 法第30条の規 定による報告徴 収及び立入検査</p> <p>6 農業委員会等に 関する法律（以下 本号中「法」とい う。）の施行に係 る事務のうち次に 掲げる事項に関す ること。</p> <p>ア 法第44条第1 項の規定による 農業委員会ネッ トワーク業務に 関する規程（以 下本号中「業務 規程」という。） の認可</p> <p>イ 法第44条第2 項の規定による 業務規程の変更 命令</p> <p>ウ 法第48条第1 項の規定による 報告の徴収及び 立入検査</p>
--	--	---	---

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農産園芸課		1～10 略 11 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第23条の規定による発生予察事業計画の承諾 イ 法第24条の規定による防除計画の決定 12 農業取締法(昭和23年法律第82号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第26条の規定による指定農業使用の規制 イ 農業取締業務上、販売業者等に対する必要な措置命令 13 肥料の品質の確保等に関する法律(令和元年法律第62号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第21条、第29条、第30条、第31条及び第34条の規定による措置命令及び審査請求 イ 法第33条の規定による聴聞	1～6 略 7 農畜産物に係る食品の公害に関する事(他課の所管に属するものを除く。) 8 肥料及び農業の需給調整に関する事 9 農業取締法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第17条の規定による農業販売業者の届出 イ 法第13条の規定による農業の取締 10 肥料の品質の確保等に関する法律第22条及び第23条の規定による特殊肥料生産業者及び肥料生産業者の届出に関する事 11 肥料の品質の確保等に関する法律の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 登録 イ 許可

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
森林整備室		1 略	1 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条及び第9条の規定による育種母樹又は育種母樹林及び普通母樹又は普通母樹林の指定及び指定解除に関する事 2 略

土木部

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
建築課	略	1～5 略 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号、以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 略 イ 法第38条の規定による認定建築主に対する改善命令	1～8 略 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア～ク 略 ケ 法第35条第1項の規定による建築主事への通知

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農産園芸課		1～10 略	1 主要農作物の生産奨励に関する諸調査及び諸報告に関する事 2～7 略

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
森林整備室		1 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条及び第9条の規定による母樹又は母樹林の指定及び指定解除並びに伐採許可に関する事 2 略	1 略

土木部

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
建築課	略	1～5 略 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号、以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 略 イ 法第33条第1項の規定による認定建築主に対する改善命令	1～8 略 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア～ク 略 ケ 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

	<p>ウ 法第39条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し</p> <p>7 浄化槽法（昭和58年法律第43号）<u>第5条第3項の規定による浄化槽の設置計画の変更又は廃止の命令</u></p>	<p>コ 法第35条第3項の規定による建築主事への通知</p> <p>サ 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定</p> <p>シ 法第37条の規定による認定建築主に対する報告の徴収</p> <p>ス 法第41条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定</p> <p>セ 法第42条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消し</p> <p>ソ 法第43条第1項の規定による基準適合認定建築物に係る報告、検査等</p> <p>10 浄化槽法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第5条第1項の規定による浄化槽設置等の届出等</p> <p>イ 法第12条の5第4項の規定による公共浄化槽の設置に関する協議</p>		<p>ウ 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し</p>	<p>コ 法第30条第3項の規定による建築主事への通知</p> <p>サ 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定</p> <p>シ 法第32条の規定による認定建築主に対する報告の徴収</p> <p>ス 法第36条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定</p> <p>セ 法第37条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消し</p> <p>ソ 法第38条第1項の規定による基準適合認定建築物に係る報告、検査等</p>
--	---	---	--	--	---

略

略

別表第4（第12条、第13条関係）

別表第4（第12条、第13条関係）

地方機関名	決裁事項	
振興局	共通事項	<p>1～7 略</p> <p>8 持続可能な新水産業創造事業の計画の認定、計画変更の承認並びに交付決定及び額の確定に関すること。</p> <p>9～18 略</p> <p>19 森林組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 法第100条の8、第100条の16及び第100条の22の規定による生産森林組合の組織変更の認可</p> <p>20～54 略</p>
	略	
略		
保健所	1 略	<p>ア 略</p> <p>イ 法第7条第4項ただし書の規定による業局の管理者の兼業の許可</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>オ 法第28条第4項ただし書の規定による店舗管理者の兼業の許可</p> <p>カ 法第35条第4項ただし書の規定による営業所管理者の兼業の許可</p> <p>キ 法第39条第6項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新</p> <p>ク及びケ 略</p> <p>コ 法第40条の5第6項の規定による再生医療等製品販売業の許可の更新</p>

地方機関名	決裁事項	
振興局	共通事項	<p>1～7 略</p> <p>8 新水産業経営力強化事業の計画の認定、計画変更の承認並びに交付決定及び額の確定に関すること。</p> <p>9～18 略</p> <p>19 森林組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>20～54 略</p>
	略	
略		
保健所	1 略	<p>ア 略</p> <p>イ 法第7条第3項ただし書の規定による業局の管理者の兼業の許可</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>オ 法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者の兼業の許可</p> <p>カ 法第35条第3項ただし書の規定による営業所管理者の兼業の許可</p> <p>キ 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新</p> <p>ク及びケ 略</p> <p>コ 法第40条の5第4項の規定による再生医療等製品販売業の許可の更新</p>

サ及びシ 略	ス 法第70条第1項及び第3項の規定による廃棄、回収その他の予防措置命令又は廃棄、回収その他の必要な処分
セ 法第72条の規定による構造設備の改善命令又は当該施設の使用禁止	
2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3第1項、第2条の4第1項、第45条及び第46条の規定による薬局の開設、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は再交付に関すること。	
3～13 略	
略	
農林技術開発センター病害虫発生予察室	略
略	

別表第6（第19条関係）

地方機関名	第一次代決者	第二次代決者
略		
農林技術開発センター病害虫発生予察室	略	
略		

(注) 略

別表第9（第19条関係）

機関名	代決者
略	
農林技術開発センター	管理部門 研究企画部門 畑作営農研究部門 農産園芸研究部門 森林研究部門 環境研究部門 略

別表第10（第19条関係）

室名	代決者
略	
同 畑作営農研究部門中山間営農研究室	略

サ及びシ 略	ス 法第70条第1項から第3項までの規定による廃棄、回収その他の予防措置命令又は廃棄、回収その他の必要な処分
セ 法第83条の規定に基づく同法第72条の規定による構造設備の改善命令又は当該施設の使用禁止	
2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項、第1条の6第1項、第45条及び第46条の規定による薬局の開設、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は再交付に関すること。	
3～13 略	
略	
病害虫防除所	略
略	

別表第6（第19条関係）

地方機関名	第一次代決者	第二次代決者
略		
病害虫防除所	略	
略		

(注) 略

別表第9（第19条関係）

機関名	代決者
略	
農林技術開発センター	管理部門 研究企画部門 干拓営農研究部門 農産園芸研究部門 森林研究部門 環境研究部門 略

別表第10（第19条関係）

室名	代決者
略	
同 馬鈴薯研究室	略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第3福祉保健部の表業務行政室の項室長の決裁事項の欄第1号イ及びウの改正規定は令和3年6月1日から、別表第3福祉保健部の表業務行政室の項部長の決裁事項の欄第1号（ウ、オ、コ及びサを除く。）、同項室長の決裁事項の欄第1号から第4号まで（第1号イ、ウ、ツ、ト及びヒ並びに第4号イを除く。）及び別表第4保健所の項決裁事項の欄第1号（セを除く。）の改正規定は令和3年8月1日から、それぞれ施行する。

労働委員会訓令

長崎県労働委員会訓令第1号

長崎県労働委員会事務局

長崎県労働委員会事務局決裁規程（昭和48年長崎県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

長崎県労働委員会 会長 國弘 達夫

次の表に掲げる規定の改正部分は、下記の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務局長の決裁区分) 第5条 事務局長の決裁事項については、長崎県決裁規程(昭和42年長崎県訓令第4号)第6条第1項及び第9条(第1項第49号及び第50号の場合に限る。)の規定を準用する。 (課長の決裁区分) 第6条 課長の決裁事項については、長崎県決裁規程第9条(第1項第49号及び第50号を除く。)の規定を準用する。</p>	<p>(事務局長の決裁区分) 第5条 事務局長の決裁事項については、長崎県決裁規程(昭和42年長崎県訓令第4号)第7条第1項及び第9条(第1項第35号及び第36号の場合に限る。)の規定を準用する。 (課長の決裁区分) 第6条 課長の決裁事項については、長崎県決裁規程第9条(第1項第35号及び第36号を除く。)の規定を準用する。</p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所